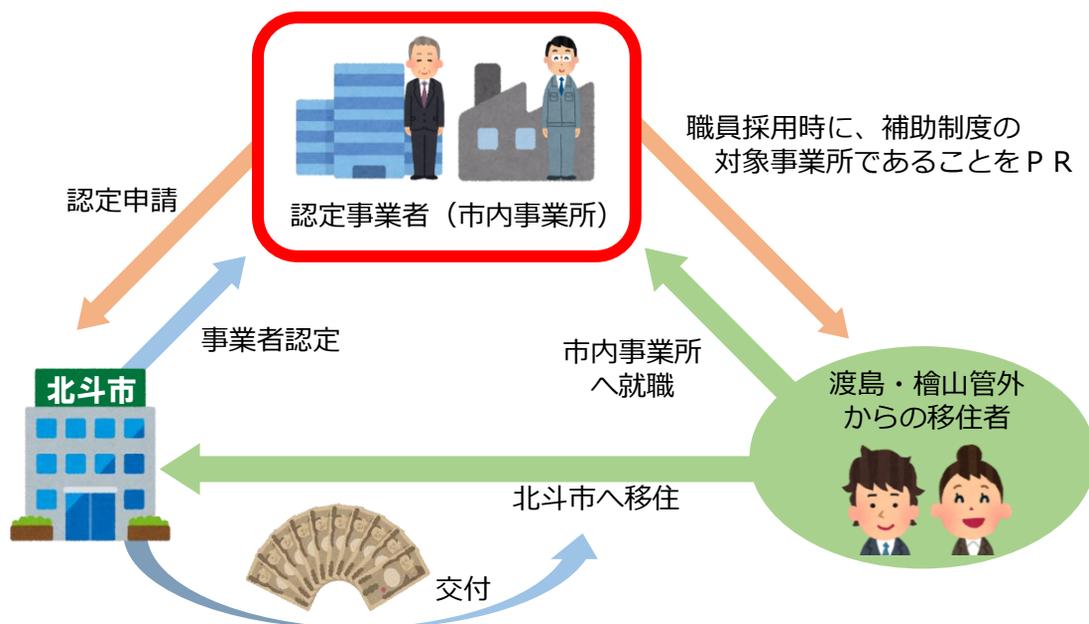


10万円の交付!

北斗市移住就業支援交付金制度

市では、移住定住促進と市内事業所の人材不足解消を目的に、市内の事業所に正規雇用として新規採用された移住者へ、引越し等に要する費用として10万円を交付します。

制度の運用にあたっては、対象事業者として事前認定が必要となります。渡島・檜山管外在住者を採用する予定のある事業者の方は、認定申請し、ぜひ採用活動にご活用ください。



事業者の認定要件

次の要件をすべて満たす事業者が対象です。

- 北斗市内に事務所、店舗又は工場を有している。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業をしていない。
- 市税等の滞納がない。
- 国、地方公共団体及び独立行政法人ではない。
- 暴力団及びその関係者ではない。

申請方法

次の書類を企画課窓口へ提出してください。

- 北斗市移住就業支援交付金事業者認定申請書(様式第1号)
- 定款の写し(※法人の場合のみ)
- 就業規則

書類審査後、認定となったときは、市より北斗市移住就業支援交付金事業者認定通知書により通知しますので、大切に保管してください。

【お問合せ】

☎049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号
北斗市役所総務部企画課
TEL 0138-73-3111 FAX 0138-73-6970

詳細はこちらから

